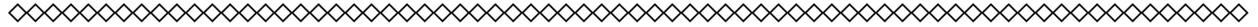


# 庁 議

日時： 7月23日 (火) AM9:30 <庁議室>



## 【市長挨拶】

## 【報告事項】

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 消防長 |
| 2. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 消防長 |

## 【連絡事項】

- |   |          |
|---|----------|
| 1. 令和5年度職員研修及び職場内研修の実施状況<br>(教育・訓練の状況) 報告について | 企画部長     |
| 2. 令和5年度施工 太田市請負優良工事等表彰の決定について                | 総務部長     |
| 3. 太田市スポーツ施設ストック適正化計画の策定について                  | 文化スポーツ部長 |
| 4. 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」における職員の黙とうについて            | 福祉こども部長  |
| 5. 太田市公園再編計画について                              | 行政事業部長   |
| 6. 令和5年度における太田市財政調整基金の運用収入について                | 会計管理者    |
| 7. (仮称) 多文化共生センターおおたの名称決定について                 | 企画部長     |

## 【その他】

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 9月定例会日程表について | 議会事務局長 |
|-----------------|--------|



◆ 次回庁議予定 ◆ 8月6日 (火) AM9:00~ <庁議室> 案件名報告: 7月25日 (木) PM5:00  
資料提出: 7月30日 (火) PM5:00

- 内 容 【 2. 報告事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

救急出動時の傷病者搬出中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 傷病者搬出中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和6年7月16日	132,000円 (132,000円)	10割	令和6年4月12日、太田市飯塚町地内のクリニック内において、職員が傷病者搬送用のメインストレッチャーを待合室と廊下の間にある出入口で方向変換した際、廊下とトイレの間にある出入口で方向変換した際及びトイレと待合室の間にある出入口を通過した際、当該メインストレッチャーがそれぞれの出入口の木製ドア枠に接触しこれら木製ドア枠を破損させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 消防業務賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年8月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 消防本部 東部消防署九合分署 外線 46-9119

- 内 容 【 2. 報告事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公設防火水槽の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公設防火水槽の瑕疵等により発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和6年7月16日	19,490円 (18,980円) 見舞金 10,000円含む	5割	○概要 太田市藪塚町地内で令和6年5月3日発生。相手方が自己の所有する垣根を剪定中、その北隣敷地内に設置してある公設防火貯水槽角蓋の左端に左足を乗せたところ、角蓋がずれ縦方向に回転したことにより、左下肢が当該公設防火貯水槽内に落下し、その際左下肢が角蓋と天板に挟まれ負傷し、相手方に損害を与えたものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 消防業務賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年8月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 消防本部 西部消防署藪塚分署 0277-78-1119 ダイヤル



- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

令和5年度施工 太田市請負優良工事等表彰の決定について

【 目 的 】

太田市が発注した建設工事のうち、他の模範となる優れた工事を施工した受注者及び主任技術者並びに監理技術者を表彰することにより、公共工事の品質の確保及び請負業者の技術力、施工能力の向上に寄与することを目的とするものです。

【 概 要 】

表彰の内訳

1 優良工事	27件
土木工事関係	9件
建築工事関係	13件
その他工事関係	5件
2 優良主任技術者	14名
優良監理技術者	11名
3 特別表彰（5年連続表彰）	1者

【 備 考 】

優良工事等表彰式

日 時 令和6年10月24日（木）  
午後1時30分より

場 所 九合行政センター

\* 問い合わせ先 総務部 契約検査課 検査係 内線2342 47-1859ダイヤル



- 内 容 【 3.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

福祉子ども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」における職員の黙とうについて

【 目 的 】

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（終戦記念日）となっています。国においては「全国戦没者追悼式」が、群馬県においても「群馬県戦没者追悼式」がそれぞれ行われます。本市におきましても、追悼式の趣旨に沿って職員に黙とうをお願いするものです。

【 概 要 】

1 黙とうの実施方法等について

- (1) 日 時：令和6年8月15日（木）正午から1分間
- (2) 方 法：当日、ラジオ放送（NHK第一放送）で正午の時報を合図に1分間の黙とうをします。
- (3) 周知方法：令和6年8月15日（木）の朝の庁内放送で職員に周知します。

2 その他

(1) 原爆の日の黙とうについて

広島市及び長崎市に原子爆弾が投下されて79年目にあたります。

両市では、被爆79周年の慰霊及び平和記念式典を行い、原爆で亡くなられた人々の冥福と世界恒久平和の確立を祈念するため、平和の鐘を合図に1分間の黙とうを捧げることとしています。

本市の職員もそれぞれの原爆投下時刻に合わせて1分間の黙とうをお願いします。

- ・原爆の日 広島市：8月6日（火）午前 8時15分
- 長崎市：8月9日（金）午前11時 2分

(2) 太田市戦没者等追悼式について

太田市戦没者等追悼式は、10月5日（土）新田文化会館（エアリス）で実施予定。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 福祉子ども部 社会支援課 管理係 内線 2521

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 阿部 政夫 TEL0277-78-2842



【 表 題 】

太田市公園再編計画について

【 目 的 】

公園は周辺環境や住民要望の変化により、整備当初に想定されていた効果を十分に発揮できなくなってしまう場合があり、その変化に対応するために再編が必要となる。

これによって、維持管理の効率化による財政負担の軽減は元より、各公園の価値を高め、市民に喜んで使っていただける公園を整備することを目指す。

【 概 要 】

1 基本方針

太田市公園再編計画は、公園ごとの利用実態を把握し、維持管理上の課題を解決することに加え、時代や住民要望の変化に対応するため、市全体で公園再編を行い、統廃合による集約化などの「配置の再編」、各公園施設の見直しなどの「機能の再編」を推進する。

2 実施計画

(1) 西新町南公園の廃止

当該公園の行政区から管理上の問題等から廃止要望を受け、当該公園の利用実態を調査し、今後の維持管理経費も考慮し、廃止を決定する。

(2) 備前島公園への集約化

西新町南公園の廃止に伴い、備前島公園を拡張し、現在の西新町南公園以上の多目的機能と利便性を確保すると同時に、管理上の効率性を確保できるよう計画する。

(3) 新浜公園の公園施設の変更

現在、同公園利用者の駐車場となっている旧教育研究所跡地が東部水道企業団新庁舎敷地となるため、公園利用者用駐車場の確保が必要となる。現在サン・スポーツランドにテニスコートが増設される計画が策定されることを前提とし、代替のテニスコートの確保が可能であると考え、現状のテニスコートを駐車場に変更する。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 計画建設係 32-6599

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

会計管理者 氏名 毛呂 達也 内線 (TEL) 2900



【 表 題 】

令和5年度における太田市財政調整基金の運用収入について

【 目 的 】

令和5年度における太田市財政調整基金の運用収入についての年間実績を報告するものです。

【 概 要 】

1. 財政調整基金の年度末現在高

現 金	10,407,133,976円
有価証券	2,630,000,000円
合 計	13,037,133,976円

2. 年間実績

運用収入	24,876,768円
(参考：令和4年度運用収入	13,199,571円)

【 備 考 】

問い合わせ先 会計課出納係 内線2916 47-1840 ダイヤル

- 内容 【 3.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

(仮称) 多文化共生センターおおたの名称決定について

【 目 的 】

令和6年12月中の開所に向け、改修工事を行っております。(仮称) 多文化共生センターおおたの名称が決定したので報告するものです。

【 概 要 】

- 1 名称は、「多文化共生センターおおた」となります。
- 2 本施設は、日本語教室や各種語学講座、就学前の日本語学習や生活指導を行うプレクラス、外国人児童生徒の学習支援事業等を実施し、国籍の異なる市民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目的に設置するものです。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 国際課 国際係 内線2221 47-1908ダイヤル